

第 9 回

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会
提 出 案 件

日 時 平成16年4月12日 午後2時
場 所 秋田キャッスルホテル
4階放光の間

目 次

1 報 告

| | |
|------------------------------------|---|
| 報告第4号 秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程の一部改正・・・ | 1 |
| の件 | |

2 議 事

| | |
|--------------------------------------|---|
| 議案第50号 平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事業計画・・・ | 9 |
| の件 | |

| | |
|--------------------------------------|----|
| 議案第51号 平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算に関・・・ | 13 |
| する専決処分について承認を求める件 | |

| | |
|--------------------------------------|----|
| 議案第52号 水道事業の取扱いに関する件・・・・・・・・・・・・・・・・ | 19 |
|--------------------------------------|----|

| | |
|---------------------------------------|----|
| 議案第53号 下水道事業の取扱いに関する件・・・・・・・・・・・・・・・・ | 21 |
|---------------------------------------|----|

| | |
|--|----|
| 議案第54号 建設関係事業の取扱いに関する件・・・・・・・・・・・・・・・・ | 23 |
|--|----|

| | |
|-------------------------------------|----|
| 議案第55号 都市整備、交通関係事業の取扱いに関する件・・・・・・・・ | 25 |
|-------------------------------------|----|

報告第4号

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程の一部改正の件

別紙のとおり秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程の一部を改正したので報告する。

平成16年4月12日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程の一部改正について

第 1 改正理由

合併協議会予算について、会長の専決処分に関する規定を設けるとともに、歳入予算の款項の区分を改めるため、改正しようとするものである。

第 2 改正要旨

1 第 2 条

- (1) 会長の専決処分に関する規定を加えるもの
- (2) 会長の専決処分に関する会議への報告ならびに承認に関する規定を加えるもの

2 別表第 1 (第 4 条関係)

- (1) 2 款県支出金を削除し、2 款繰越金を加えるもの
- (2) 1 項県補助金を削除し、1 項繰越金を加えるもの

3 附則関係

施行は、平成 16 年 3 月 31 日からとする。ただし、別表第 1 の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行するもの

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程の一部を改正する規程
秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程（平成15年7月7日施行）
の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 2 会長は、前項の規定により予算を調製した場合において、特別な理由により会議を開くことができないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該予算について専決処分にすることができる。
- 3 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、これを会議に報告し、その承認を求めなければならない。

別表第1中「2 県支出金」を「2 繰越金」に、「1 県補助金」を「1 繰越金」に改める。

附 則

この規程は、平成16年3月31日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年4月1日から施行する。

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|---|-------|-------|-------|-------|-------|------|--|---|---|-------|-------|--------|--------|-------|------|
| <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議(以下「会議」という。)の承認を得なければならない。</p> <p>2 会長は、前項の規定により予算を調製した場合において、特別な理由により会議を開くことができないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該予算について専決処分にすることができる。</p> <p>3 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、これを会議に報告し、承認を求めなければならない。</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>別表第1(第4条関係) 歳入予算の款および項の区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">款</th> <th style="text-align: center;">項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 負担金</td> <td>1 負担金</td> </tr> <tr> <td>2 繰越金</td> <td>1 繰越金</td> </tr> <tr> <td>3 諸収入</td> <td>1 雑入</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第4条関係) (略)</p> | 款 | 項 | 1 負担金 | 1 負担金 | 2 繰越金 | 1 繰越金 | 3 諸収入 | 1 雑入 | <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議(以下「会議」という。)の承認を得なければならない。</p> <p>第3条～第8条 (略)</p> <p>別表第1(第4条関係) 歳入予算の款および項の区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">款</th> <th style="text-align: center;">項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 負担金</td> <td>1 負担金</td> </tr> <tr> <td>2 県支出金</td> <td>1 県補助金</td> </tr> <tr> <td>3 諸収入</td> <td>1 雑入</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第4条関係) (略)</p> | 款 | 項 | 1 負担金 | 1 負担金 | 2 県支出金 | 1 県補助金 | 3 諸収入 | 1 雑入 |
| 款 | 項 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 負担金 | 1 負担金 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 繰越金 | 1 繰越金 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 諸収入 | 1 雑入 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 款 | 項 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 負担金 | 1 負担金 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 県支出金 | 1 県補助金 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 諸収入 | 1 雑入 | | | | | | | | | | | | | | | | |

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会規約第16条の規定に基づき、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会(以下「協議会」という。)の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議(以下「会議」という。)の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により予算を調製した場合において、特別な理由により会議を開くことができないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該予算について専決処分にすることができる。

3 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、これを会議に報告し、承認を求めなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、会議の承認を得なければならない。

(歳入歳出予算の款および項)

第4条 歳入予算の款および項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款および項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、新たな款又は項を定めることができる。

(出納および現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会の出納員を命ずることができる。

3 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

4 現金は、事務局長が協議会名義により、金融機関に預金して保管しなければならない。

(決算)

第6条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を調製し、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会規約第17条第1項の規定に基づき監査に付すものとし、同条第2項に規定する報告を受けた後、会議の認定を受けなければならない。

(収入および支出の手続)

第7条 協議会の予算に係る収入および支出の手続は、秋田市の例によるものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年3月31日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款および項の区分

| 款 | 項 |
|-------|-------|
| 1 負担金 | 1 負担金 |

| | |
|-------|-------|
| 2 繰越金 | 1 繰越金 |
| 3 諸収入 | 1 雑入 |

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款および項の区分

| 款 | 項 |
|--------|----------|
| 1 事業費 | 1 会議・広報費 |
| | 2 調査研究費 |
| 2 事務局費 | 1 事務局費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 |

議案第50号

平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事業計画の件

平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の事業計画を別紙のとおり定めたので承認を求める。

平成16年4月12日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐 竹 敬 久

平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会事業計画

1 会議の開催

(1) 秋田市・河辺町・雄和町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（概ね月1回）および幹事会の会議（月1～2回）を開催する。

(2) 専門部会の会議を必要に応じて開催する。

2 市町村建設計画の検討

市町村建設計画の策定を行う。

3 合併協定項目の検討と合併協定書の策定

各分野における合併協定項目の内容を検討し、合併協定書を策定する。

4 住民への積極的な情報提供

協議会の協議内容や合併に関する情報を広く住民に提供する。

(1) 協議会の活動状況や協議内容を掲載したパンフレットを作成するとともに、必要に応じて1市2町の住民に配付する。

(2) 協議会のホームページを運営し、随時更新を行う。

5 調印式

平成16年7月上旬に合併協定書の調印を行う。

6 その他

国や県との調整のほか、必要な事業を適宜実施する。

平成16年3月31日

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐 竹 敬 久

議案第51号

平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算に関する専決処分について承認を求める件

平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算の件は、急施を要したので別紙のとおり専決処分した。よって、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程第2条第3項の規定により承認を求める。

平成16年4月12日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

提案理由

平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算については、同協議会への負担金を含む1市2町の平成16年度当初予算成立を前提としている。しかしながら、任期満了に伴う河辺町議会議員選挙が実施されたことにより、1市2町全ての平成16年度当初予算成立後から平成16年3月31日までの間に同協議会の会議を招集する暇がなかったため、平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算について専決処分した。よって、今会議において承認を求めようとするものである。

専決第1号

専 決 処 分 書

平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算の件

上記の件は、次のとおり秋田市・河辺町・雄和町合併協議会財務規程第2条第2項の規定に基づき専決処分する。

平成16年3月31日

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐 竹 敬 久

平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会予算

平成16年度秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,237千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

【歳入】

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------|-------|--------|
| 1 負担金 | | 37,740 |
| | 1 負担金 | 37,740 |
| 2 繰越金 | | 5,496 |
| | 1 繰越金 | 5,496 |
| 3 諸収入 | | 1 |
| | 1 雑入 | 1 |
| 計 | | 43,237 |

【歳出】

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|----------|--------|
| 1 事業費 | | 36,212 |
| | 1 会議・広報費 | 33,846 |
| | 2 調査研究費 | 2,366 |
| 2 事務局費 | | 5,025 |
| | 1 事務局費 | 5,025 |
| 3 予備費 | | 2,000 |
| | 1 予備費 | 2,000 |
| 計 | | 43,237 |

歳入歳出予算事項別明細書

【歳入】

(単位：千円)

| 款 | 項 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較 | 説明 |
|---|-------|------------|------------|-------|---|
| 1 | 負担金 | 37,740 | 33,765 | 3,975 | 秋田市26,396,580円、河辺町5,749,635円、雄和町5,593,785円(負担金割合を均等割40%、人口割60%とし、人口割については平成12年国勢調査人口による。) |
| | 1 負担金 | 37,740 | 33,765 | 3,975 | |
| 2 | 繰越金 | 5,496 | 0 | 5,496 | 前年度繰越金 5,496 |
| | 1 繰越金 | 5,496 | 0 | 5,496 | |
| 3 | 諸収入 | 1 | 1 | 0 | 預金利子 1 |
| | 1 雑入 | 1 | 1 | 0 | |
| | 県支出金 | 0 | 5,000 | 5,000 | |
| | 県補助金 | 0 | 5,000 | 5,000 | |
| | 計 | 43,237 | 38,766 | 4,471 | |

【歳出】

(単位：千円)

| 款 | 項 | 本年度 予算額 | 前年度 予算額 | 比較 | 節 | | 説明 |
|---|----------|------------|------------|-------|------------|--------|-------------------|
| | | | | | 区 分 | 金 額 | |
| 1 | 事業費 | 36,212 | 32,825 | 3,387 | | | |
| | 1 会議・広報費 | 33,846 | 24,750 | 9,096 | 1報酬 | 973 | 協議会等会議開催 4,828 |
| | | | | | 9旅費 | 695 | 協議会活動等住民PR 27,558 |
| | | | | | 11需用費 | 20,930 | 広報関連資料作成等 565 |
| | | | | | 12役務費 | 142 | ホームページ運営 693 |
| | | | | | 13委託料 | 10,288 | 合併調印式開催 202 |
| | | | | | 14使用料及び賃借料 | 818 | |
| | 2 調査研究費 | 2,366 | 8,075 | 5,709 | 9旅費 | 1,736 | 例規策定関連業務 630 |
| | | | | | 13委託料 | 630 | 先進地事例調査 1,736 |
| 2 | 事務局費 | 5,025 | 3,941 | 1,084 | | | |
| | 1 事務局費 | 5,025 | 3,941 | 1,084 | 9旅費 | 371 | 一般管理の経費 5,025 |
| | | | | | 11需用費 | 3,934 | |
| | | | | | 12役務費 | 240 | |
| | | | | | 14使用料及び賃借料 | 180 | |
| | | | | | 18備品購入費 | 300 | |
| 3 | 予備費 | 2,000 | 2,000 | 0 | | | |
| | 1 予備費 | 2,000 | 2,000 | 0 | | | |
| | 計 | 43,237 | 38,766 | 4,471 | | | |

議案第52号

水道事業の取扱いに関する件

水道事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

- 1 水道事業については、合併時に秋田市の制度に統一し、雄和町の上水道ならびに河辺町および雄和町の簡易水道事業は秋田市が引継ぐ。ただし、両町の簡易水道事業は、合併日をもって地方公営企業法を適用する。
- 2 雄和町の小規模水道は、雄和町の制度を秋田市が引継ぐ。
- 3 水道料金については、合併後に新市の料金を算定し、平成18年度から新水道料金に統一する。

なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

平成16年4月12日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

下水道事業の取扱いに関する件

下水道事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

下水道事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、下水道の使用料、受益者負担金および分担金ならびに農業集落排水の使用料および受益者分担金については、次のとおり取り扱うものとする。

1 下水道関係

(1) 使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一する。

なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

(2) 受益者負担金および分担金については、平成18年度から秋田市の負担金の額および分担金の額に統一する。

なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

2 農業集落排水関係

(1) 使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一する。

なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

(2) 受益者分担金については、平成17年度から秋田市の制度に統一し、合併年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

ただし、雄和町の種平地区については、現行どおりとする。

また、2町の受益者分担金の限度額については、当分の間現行どおりとする。

平成16年4月12日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

議案第54号

建設関係事業の取扱いに関する件

建設関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

建設関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、除排雪対策事業については、合併翌年度から秋田市の制度に統一する。

なお、各事業の実施にあたっては、地域的な均衡や必要性を勘案するものとする。

平成16年4月12日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

議案第55号

都市整備、交通関係事業の取扱いに関する件

都市整備、交通関係事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

都市整備、交通関係事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、一部の事務事業については、現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとする。

平成16年4月12日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久